経営理念

福岡県内を営業地盤に「中小企業専門金融機関としての使命と役割に徹し、地域社会とともに発展する」ことを経営理念に掲げ、地域の皆さまに親しまれ、信頼される銀行を目指して、「ハート・ツー・ハート」の業務活動を展開し、金融サービスの充実と健全経営、地域社会への貢献に努めております。

_///

中期経営計画(平成19年4月から平成21年3月まで)

I.基本方針

- 1. お客さまの目線に立った営業活動を通じた地域経済への貢献
- 2. 収益力の強化、健全性の確保による経営 体質の強化
- 3. 人材の育成

Ⅱ.主要施策

- 1. ガバナンス態勢の強化
- 2. 収益力の強化
- 3. 顧客サービスの充実、営業基盤の拡充
- 4. 人材の育成と活性化

_///

行 是

われわれは自助の精神に徹し、自らを育て、銀行を育て、地域になくてはならない福岡中央銀行にしよう。



行 訓

われわれは常に福岡中央銀行の代表である。 地元に親しまれ信頼される銀行員となり、中小企業専門金融機関としての使命に邁進する。

■ まず自らを育てよう

常に目標を持ち、不断の努力によって自己の 成長をはかり、銀行になくてはならない人と なろう。

■ 信頼される仕事をしよう

仕事に全力を傾け、業務に習熟し、信頼される 確実な仕事を成し遂げよう。

■ 銀行と共に前進しよう

銀行は生活の基盤である。敬愛と協調のもと、 みんなの創意と行動を結集して銀行の発展を はかり、銀行と共に栄えよう。

Ⅲ 顧客に満足を与えよう

より正しく、より早く、より親切に、常に顧客の身になって考えよう。 顧客の満足は最高の信用である。

■ 勇気ある開拓者となろう

常に創意工夫をはかり、積極進取、勇気ある 開拓者となろう。断じて傍観者であってはなら ない。

金融経済環境

わが国経済は、原材料価格の高騰の影響などによる企業収益の悪化を背景に設備投資が減少、輸出や個人消費も伸び悩むなど減速感は一段と強まりました。また、先行きにつきましても、海外経済の減速が明確化するもとで、国内民間需要も家計の実質所得の減少などから引き続き減少して推移する可能性が高く、停滞を続けるものとみられております。

金融情勢につきましても、欧米金融機関が相次いで破綻するなど世界的な金融・資本市場の混乱が続いており、わが国の市場についても株価下落や円高など深刻な影響を及ぼしております。

平成20年9月期の業績

このような金融経済環境のもと、業容面では、預金および譲渡性預金は前年同期比112億35百万円増加の3,999億48百万円となりました。貸出金につきましては、前年同期比66億81百万円増加の3,048億61百万円となりました。 損益面では、経常収益は、有価証券利息配当金の増加や国債等債券売却益によるその他業務収益の増加等を主因に前年同期比3億9百万円増加し57億1百万円となりました。一方、経常費用は、預金利息の増加や不良債権処理額の増加を主因に前年同期比9億46百万円増加し53億5百万円となりました。その結果、経常利益は、前年同期比6億38百万円減少の3億95百万円となり、中間純利益は2億31百万円となりました。

預金残高(譲渡性預金を含む)

預金残高は、前年同期比で112億円増加して3,999億円 となりました。



■貸出金残高

貸出金残高は、地元中小企業および個人のお取引先の 資金需要にお応えした結果、前年同期比で67億円増加し て3.048億円となりました。



■ 有価証券残高

有価証券残高は、835億円となりました。



■ 預かり資産残高

預かり資産残高は、前年同期比で23億円増加して168 億円となりました。



■ 自己資本額·自己資本比率

銀行の安全性・健全性を示す最も代表的な指標が 自己資本比率です。

自己資本比率は国内のみで営業している銀行は 国内基準の4%以上、海外に拠点を持つ銀行は国際 統一基準の8%以上を保つ必要があり、当行は国内 基準4%以上の自己資本比率の確保が求められており ます。

当行の自己資本比率は8.58%と国内基準の2倍 以上あり、劣後ローン等の負債性調達手段に頼ること なく高い安全性を維持しております。

今後も収益力を高め内部留保を積み上げることによ り、自己資本の充実を図ってまいります。



※自己資本比率は、平成19年3月期より銀行法第14条の2の規定に基づく 平成18年金融庁告示第19号に定められた基準に基づき算出しております。 なお、平成18年9月期は、旧基準により算出しております。

■ コア業務純益・経常利益・中間(当期)純利益

コア業務純益は、9億97百万円となりました。 経常利益は、3億95百万円となりました。 中間純利益は、2億31百万円となりました。 当行は昭和26年創立以来57年間黒字決算を続けて おります。



預金や貸出金、為替業務などであげた利益(業務純益)から 1. コア業務純益とは

- 時的な変動要因を除いた、銀行の本来業務での利益です。 2.経 常 利 益とは 銀行が本業を含めて普段行っている継続的な活動から得ら れる利益です。

3. 中間(当期)純利益とは | 経常利益に特別損益と税金等を加減算した最終的な利益です。







貸出の基本理念について

福岡県内の個人・中小企業の皆さまへの貸出を基本としております。

当行は、"地元に親しまれ、信頼される銀行"を目指して、地域の皆さまの資金需要に対して積極的に取組んでまいりました。特に、個人・中小企業の皆さまへは、変わらぬ姿勢でご要望にお応えしております。この結果、平成20年9月末における貸出金のうち、中小企業等向け貸出金割合は88.54%、貸出先件数割合は99.83%に達しております。

今後とも引き続き地域金融機関として個人・中小企業の皆さまの健全な資金需要に対して的確にお応えし、地域社会の発展に貢献していきたいと考えております。

■ 貸出金残高および中小企業等向け貸出金残高の推移 (% は貸出金に占める中小企業等向け貸出金の割合) (単位:億円) ■ 貸出金残高 中小企業等向け貸出金残高 ■うち個人ローン



不良債権について

厳格な資産査定と適切な保全・引当で、資産の健全性維持に努めております。

平成20年9月期の金融再生法開示基準による当行の不良債権額は153億36百万円、不良債権比率は5.01%となりました。

当行は、堅実経営をモットーに信用リスクの管理強化に 努め、また「金融検査マニュアル」で示された、資産査定、 引当基準の考え方を踏まえ、自己責任に基づき、かつ外

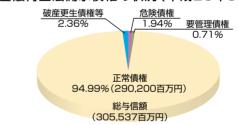
■ てウは佐奴やトがてウは佐以京の州政



部監査人との合意のもと、十分な貸倒引当金の繰入を実施しております。不良債権に対しての担保や貸倒引当金による保全率は91.69%で、残りの部分に対しても自己資本での対応が十分可能です。

今後も皆さま方の資金需要にお応えしながらも、審査、リスク 管理を徹底しながら、資産の健全性維持に努めてまいります。

金融再生法開示債権の状況(平成20年9月期)



金融再生法開示債権の保全状況(平成20年9月期)



■ 金融再生法開示債権の保全内訳

一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一		(+12 : 17)1 1/		
平成20年9月30日	破産更生債権等	危険債権	要管理債権	合 計
開 示 債 権 額(A)	7,232	5,926	2,178	15,336
対象債権に対する貸倒引当金(B)	1,523	1,567	339	3,430
担保・保証等による保全額(C)	5,708	3,880	1,043	10,632
保 全 額(D)=(B)+(C)	7,232	5,448	1,383	14,063
開示額に対する保全率(D)÷(A)	100.00%	91.93%	63.49%	91.69%

用語解説

(畄位:百万田)

1. 破 産 更 生 債 権 等 (破産更生債権及び これらに準ずる債権) とは 破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により、経営破綻に陥っている債務者に対する債権及び これらに準ずる債権。

2. 危 険 債 権 とは

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、 契約に従った債権の元本の回収及び利 息の受取りができない可能性の高い債 権。

3. 要管理債権とは4.正常債権とは

3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和 債権。

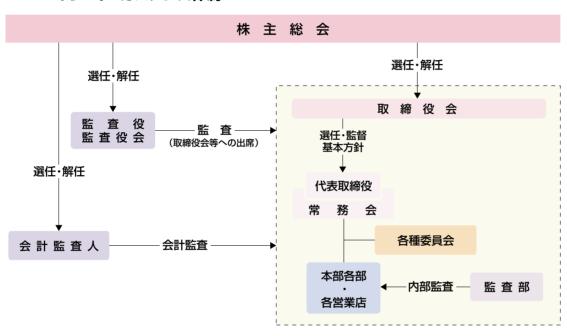
債務者の財政状態及び経営成績に特に 問題がないものとして、上記1から3ま でに掲げる債権以外のものに区分され る債権。

コーポレート・ガバナンス(企業統治)について

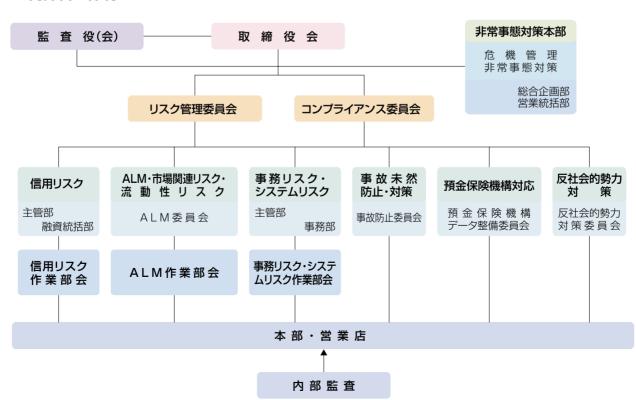
当行は、コーポレート・ガバナンスの重要性が増すなかで地域金融機関としての社会的責任と公共的使命を果たすことを柱とした企業倫理を構築することを基本方針として、経営の意思決定の迅速化、責任体制の明確化、取締役会の監督機能強化等に取組んでおります。

また、リスク管理とコンプライアンスを経営の最重要課題と位置づけ、頭取を委員長とする「リスク管理委員会」および「コンプライアンス委員会 | を設置してリスク管理の強化に努めております。

■ コーポレート・ガバナンス体制



■ 内部管理体制



コンプライアンス(法令等遵守)について

当行は従来から、より地元に親しまれ信頼される銀行を目指してきました。そのためにもコンプライアンス態勢の 定着を経営上の最重要課題として位置づけ、その徹底を図るべく全役職員が一丸となって取組んでおります。

コンプライアンス統括部署の総合企画部を中心に、関係各部と連携して法令やルールに則した業務処理がなされているかをチェックする体制を整備すると共に、毎年「コンプライアンス・プログラム」を策定し具体的計画の実践に向け諸活動を展開しております。また、関係各部・営業店にはコンプライアンス責任者・担当者を配置してコンプライアンスの徹底状況をモニタリングすると共に、「コンプライアンス・ガイドブック」に基づく職場研修や啓蒙活動等を通してより高い自己規律や自己責任の企業倫理の構築に努めております。

リスク対応について

金融の自由化・国際化・規制緩和の急激な進展にともない、金融機関が直面するリスクは一段と複雑化・多様化して おります。

このような環境の中で当行は、取締役会を頂点としたリスク管理体制を構築しております。

リスクに適切に対応できる体制を一層充実させるため、頭取を委員長とする「リスク管理委員会」と、その下部組織として関係各部からなる委員会、作業部会を設置してリスク管理の徹底と経営の健全性の維持向上に努めております。 また、非常事態対策マニュアルを策定して、不測の事態に備えております。

〈市場関連・流動性リスク〉

各種市場関連リスク管理体制として、「リスク管理委員会」の下部組織であるALM(資産・負債総合管理)委員会および作業部会を設置し、月1回の委員会開催を通してリスク管理の徹底を図っております。

金利リスク対策として、調達面では金利予測に応じて期間など調達構造の均質化を図り、運用面では市場金利の変動にともない貸出金利を変化させることができるよう短期プライムレート連動型長期貸出金利を導入しています。

また、国際証券部において常時運用資産の点検に取組み、安定的な収益確保を目指すと共に運用と調達の資金 ポジションの適切な管理を行うことにより、資金繰りについて常に把握し、流動性リスクを考慮した業務運営を行って おります。

〈事務リスク・システムリスク〉

事務・システムリスク管理体制として事務部を主管部とした関係各部からなる作業部会を設置して、リスク管理の充実・強化を図っております。

事務リスク対策として、監査部による総合監査のほかに部分監査を併用して営業店監査を行うほか、事務部事務 指導役による臨店指導や自己責任原則に基づく営業店自身による毎月の自店検査を実施するなど、事故の未然防止 に取組んでおります。さらに、事務規定の充実を図り研修等を通して営業店事務水準の向上に努めております。

システムリスクにつきましては、当行のオンラインセンターであるシステムバンキング九州共同センターと共に、 元帳の二重化、大規模災害時に備えたバックアップセンターの設置など、非常事態対策も講じております。

〈信用リスク〉

信用リスク管理体制として融資統括部を主管部とした関係各部からなる作業部会を設置して、リスク管理の充実・ 強化を図っております。

当行では銀行の重要な資産である貸出金の健全性を堅持し、厳格な信用リスク管理の維持を図るため従来より 審査部門と推進部門を分離し、審査の独立性・客観性を確立させることにより個別案件ごとに厳正な審査を行って おります。

さらに、各種信用情報や"キャスター"による企業の経営分析と"アラーム管理システム"による倒産の事前チェックなどを行い、不良債権発生の防止に努めると共に信用格付の導入や信用リスクの計量化(与信先の債務不履行等で債権が回収不能になる可能性を数値化して把握すること)にも取組み、より高度な融資運営を目指しております。

また、自己査定につきましては、金融庁が公表した「預金等受入金融機関に係る金融検査マニュアル」を踏まえて、自己責任原則に基づきかつ外部監査人との合意のもと制定した自己査定基準に従って厳格に実施しております。

- 「市場の変動に伴って資産、負債等の価値が減少するリスク」を市場リスク、「金融機関に対する信用低下や運用・調達の極端な不一致から急速な資金の流出に対応できなくなるリスク」を流動性リスクといいます。
- 「事務面での事故や不正に係わるリスク」を事務リスクといい、「コンピューターシステムの障害や不正利用等により損失を被るリスク」をシステムリスクといいます。
- 「貸出先の経営悪化で貸出した資金の元本回収ができない、ないしは利息収入が得られないなどのリスク」を信用リスクといいます。